

資格適合誓約

(従業員結婚支援団体)

当団体は、ぎふ婚活サポートプロジェクト実施要領3（1）②のいずれにも該当しません。

また、今後、該当するに至る場合には、同実施要項4（1）⑤に基づき、「ぎふ婚活サポートプロジェクト」従業員結婚支援団体辞退届（別紙様式3）を提出いたします。

ぎふ婚活サポートプロジェクト実施要領3（1）②（抜粋）

- ・宗教活動や政治活動を目的とする企業・団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次のアからキまでのいずれかに該当するもの
 - ア　暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
 - ウ　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - エ　役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
 - オ　役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
 - カ　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - キ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等